

地域の水産物供給を担う多様な漁業者に対する幅広い支援を求める
意見書（案）

我が国の水産業は、水産物の安定供給にとどまらず、漁村地域における経済活動の基礎をなすものであり、当該地域の維持発展に重要な役割を果たしているが、漁業・養殖業生産量は長期的に減少傾向にあり、漁業就業者数も年々減少している。

そのため、国においては、水産業競争力強化緊急事業（競争力強化型機器等導入緊急対策事業）による漁業用機器等の導入支援や、農林漁業セーフティネット資金による経営悪化時の金融措置等により、漁業経営の安定化を図っている。

これらの支援制度には漁業所得に係る要件が設けられており、漁業に加え、遊漁船業、民宿、農業等を組み合わせながら生計を立てている漁業者の経営実態に適合していない面がある。

食料安全保障の観点からは、漁業所得の多寡や経営形態にかかわらず、様々な漁業者が地域の水産物供給を担っている実情を踏まえ、これらの支援制度を柔軟に活用できるようにすることで、水産業の競争力を強化していくことが重要である。

については、国におかれては、食料安全保障の強化、漁業者の収益力向上及び地域漁業の持続的な発展を図るため、下記事項について取り組まれるよう強く要望する。

記

競争力強化型機器等導入緊急対策事業について、漁業所得がその他の所得を上回ることを一律の採択要件とせず、漁業の実態を客観的に確認する仕組みを整備し、地域の水産物供給を担う多様な漁業者を幅広く支援できるよう、対象要件を見直すこと。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 9 月 2 9 日

様

和歌山県議会議長 堀 龍雄
(提 出 者)
岩田 弘彦
長坂 隆司

岩井 弘次
中西 徹

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

農林水産大臣